

## 書評

Clifford G. Christians, Theodore L. Glasser, Denis McQuail, Kaarle Nordenstreng, and Robert A. White (2009), “*Normative Theories of the Media: Journalism in Democratic Societies*,” Urbana and Chicago; University of Illinois Press.

塚本 晴二 朗\*

### はじめに

本書は、クリフォード・クリスチャンズやデニス・マクウェール等の「ドリーム・チーム」のような顔ぶれで書かれた、メディアの規範理論の古典となるであろう名著である。本書は以下の5部10章で構成されている。構成順にみていくことにする。

### Introduction

#### 1. Beyond Four Theories of the Press

「第1章『マスコミの自由に関する四理論（以下『四理論』とする）』を越えて」

章の名の通りまず『四理論』に関する記述から始まる。『四理論』を「類型的な思考のために特に重要なもの（3頁）」と位置づけ、「プレス・システムが政治システムや政治哲学と関連づけられることを示唆することによって社会におけるメディアの役割についての熟考のための歓迎されるべき刺激（3－4頁）」となった、としている。しかし古典としての『四理論』は時代の流れとともに異議を唱えられてきたが、それは『四理論』が「時代遅れであるかどうかではなく、何がそれを越えていく最良の方法であるか（4頁）」の問題である、とする。これが本書の問題意識である。

続いて問題意識の具体的な前提として、『四理論』の「社会的責任論」につながるプレス自由委員会の報告書『自由で責任あるプレス』を、「プレスが社会に対して責任を負うという思想のための哲学的道徳的基盤を構築した（5頁）」と位置づけ、『ラスト・ライツ』を「『四理論』を越えていくことをのぞむ誰にとっても論理的な最初の一步」と位置づけた後に、1990年代頃までのアメリカ、ヨーロッパ、発展途上国の研究に言及していく。アメリカは「限界を示唆するが、『四理論』は少なからぬ敬意を享受し現在まで広く使用されてきた（7頁）」し、ヨーロッパでは「『四理論』のパラダイムを置き換えるという課題への主な貢献は……規範理論を立てることを断念しその代わりに『四理論』の根本思想に戻ること（12頁）」であった。そして発展途上国では「特有の豊かな文化的哲学的伝統にも関わらず、アジア、アフリカ、ラテン・アメリカは規範的メディア理論の主な新機軸を育てこなかった（13頁）」とする。つまり1990年代まで『四理論』は越えられることはなかったのである。しかし2000年代に入り「新しいチャレンジを扱うことにおいてポスト第二次世界大戦期やポスト冷戦期の理論的公式はほとんどの部分で全く役立たなかった（15頁）」。

本書は、この「新しいチャレンジ」に対応できる規範理論の構築のために『四理論』を越えよう

---

\*つかもと せいじろう 日本大学法学部新聞学科 教授

とするものである。本書では、『四理論』の問題点は「哲学的アプローチ、政治システム、プレス・システムという少なくとも三つのレベルの分析を一緒くたにするという過ちを犯した（16頁）」ことと捉える。そこで、以下のような三つに分類し直しさらにそれぞれを四つずつに細分化する。

哲学的—規範的伝統：コーポラティズム、リバータリアニズム、社会的責任、市民参加

政治的—デモクラシーのモデル：行政的、多元主義、市民的、直接的

メディア—メディアの役割：モニター的、促進的、急進的、協働的（16頁）

以上を組み合わせる規範理論を構築し、メディアの役割を詳述していくのが以下の各章である。

## Part one: Theory

### 2. Evolution of Normative Tradition

#### 「第1部 理論」「第2章 規範的伝統の進化」

この章では、哲学的アプローチを四つの時期に分けて歴史的に追っていく。

最初の古典期は、今日のデモクラシーの枠組みへと進化するのに重要な役割を演じたコーポラティズムの伝統の時期としている。コーポラティズムとは、「(1)集団的決定はコミュニティの全員参加の討論によって最良のものに到達するということ；(2)熟議は共通善に向けられるべきであるということ；(3)熟議は誠実さに関する合理的で現実に基づいた基準に基礎を置かれるべきであるということ；(4)文化的慣行は理論的正当化の教養ある内省的文化に根源をもつべきであるということ（38-39頁）」の四つの価値からなる。

二番目のモダン初期は、リバータリアニズムの伝統の時期としている。「規範理論のリバータリアニズム的伝統は、全ての人々が身の回りの世界を創造的に推論し変容する能力をもつという事実を強調（48頁）」するもので、個人の尊厳や自由に対する深い信念に基づくものである。

三番目のモダン・ポピュリスト・デモクラシー期は、社会的責任の伝統の時期としている。この時期のメディアは営利企業でありながら、教育のようなパブリック・サービスを期待されており、文化産業としての質やサービスを想定されているとする。メディアは公的なものとして、「社会的責任の規範やパラダイムであることを期待される（58頁）」のである。

一番最近である現代のポストモダン期は、市民参加の伝統の時期としている。「現代社会は増大する貧富の格差、大きな社会不安、上への社会移動を一層困難にする社会硬直（58頁）」等に特徴付けられるが、主流のメディアは「デモクラシーに対する主な脅威である社会的権力の集中を公表しない（58頁）」とする。そこで社会的権力の再配分のため、周縁に置かれエンパワーされない人々の運動を援助する代替的メディアという、新しいアプローチが要求されるのである。

### 3. Characteristics of Normative Theory

#### 「第3章 規範理論の性格」

この章では、「どのように公的討議がコミュニティや国民の問題をきちんと解決するために行わ

れるべきかに関する理性的な説明とパブリック・コミュニケーションの規範的理論を定義する(65頁)」とする。そして規範理論の要素とそのアクターを、立体的な概略図で表す。それは「1. コミュニケーションの公共哲学(アクターとして公衆やオーディエンス)」というものを頂点として以下、「2. パブリック・コミュニケーションの社会理論と規範理論(アクターとして学術的、哲学的コミュニティ)」「3. コミュニケーションの全国的／国際的政策 立法的方法(アクターとしてコミュニケーション政策を扱う政治家)」「4. 文化産業の社会的責任 メディア組織(アクターとしてメディア企業経営者)」「5. 専門職の倫理綱領／専門職のエートス(アクターとして専門職)」「6. 個人的理想」となっている(68頁)。その上で最後に、「規範理論の最も基本的な性格は特定の社会におけるデモクラシーの概念と公的討議におけるアクターの具体的な役割との間の関係に関する理性的な説明をしようと試みる事である(86頁)」と結論づける。

## Part Two: Democracy

### 4. The Principles and Practice of Democracy

#### 「第2部 デモクラシー」「第4章 デモクラシーの原理と実践」

デモクラシーには「ほぼ常に合意(91頁)」される自由と平等という二つの基本概念がある、という前提からこの章のデモクラシー論は始まる。そしてこの章は、自由と平等という「二つの現代デモクラシー思想における主な伝統の手短な概略から始め、続いてデモクラシーの四つの大まかに区別できるモデルと理論を検討するための一般的な枠組みを供給する(93頁)」という展開になっている。具体的には、「リベラリズム：多元主義デモクラシー」「リベラリズム：行政的デモクラシー」「共和主義：市民デモクラシー」「共和主義：直接的デモクラシー」という四つに、それぞれにおける主権・市民社会・自由・平等・世論・コミュニティ・ジャーナリズムの在り方を組み合わせるといふデモクラシーモデルに関する表(97頁)を説明する形で、進められる。そうした点を考察した後、デモクラシー論が1980年代後半からグローバルなもの追求へと展開していることを指摘してこの章を終えている。

### 5. Roles of News Media in Democracy

#### 「第5章 デモクラシーにおけるニュース・メディアの役割」

この章では、デモクラシーにおけるジャーナリズムの役割に関する分類をしている。まずジャーナリズムの役割をモニター的役割・促進的役割・急進的役割・協働的役割の四つに分類する。

モニター的役割は「現在や最近の出来事についての全種類の情報の収集、加工、伝播に、将来の展開を加えたものの全ての面にあてはまる(125頁)」。促進的役割は「社会的責任論のいくつかの要素と、討論や人々の決定作成を支援する民主的社会における第四権力としてのプレスの概念を引き出す(126頁)」ものである。急進的役割は「権力の濫用を公表することに焦点を絞り、間違っただけの行い、不平等、変化のための潜在能力に関する庶民の自覚を起こさせることを目的とする(126頁)」。協働的役割は「適切である典型的な状況は、乏しい資源と未成熟な政治制度という状況下で経済的社会的発展への激しい圧力を伴う新しい国家の状況である」が、「プレスに関する文献では

全く述べられることがない (127 頁)」ものである。

以上の四つの役割と第 4 章で挙げた四つのデモクラシーの関係を説明した後に「促進的役割は市民性に焦点が絞られ、協働的役割は国家やその他の権力的制度によって定義づけられ、モニター的作用は一般市民と制度との間に属するのに対し、急進的役割は権力の見地によって性格づけられる (135 頁)」としている。

### Part Three: Roles

#### 6. The Monitorial Role

##### 「第 3 部 役割」 「第 6 章 モニター的作用」

この章は、まず Monitorial という言葉の説明のためにハロルド・ラスウェルの環境監視機能に言及し、Surveillance は「ニュースの機能を記述するためにはもはや適当ではない」とし、「より一般的で中立的な (139 頁)」Monitorial を使うとしている。その点を考えると、「監視的作用」と訳すべきなのかもしれない。モニター的作用の具体的なものとして具体的なものを列挙した上で (145-146 頁)。要するにこの役割は、ジャーナリズムの役割の中でもかなり一般的な所謂ウォッチ・ドッグを中心としたもので、「モニター的作用はジャーナリズム活動の中核 (157 頁)」としている。

#### 7. The Facilitative Role

##### 「第 7 章 促進的作用」

「促進的作用は市民共和主義というデモクラシーの伝統に根ざしている (158 頁)」。この役割では、「メディアが読者や視聴者を引き込んだり、読者や視聴者が積極的に参加したりするコミュニケーションを通じて、メディアはそうした人々の対話を促進する (158 頁)」。具体的に促進するものとしては、熟議デモクラシー、市民社会、民主的な生活の文化的状況、多元主義としている。用語からもわかるように、コミュニタリアン・ジャーナリズムの役割である。

一言で言えば、メディアが取り組むべきことは「市民が自らの声を獲得する (176 頁)」ように支援することである。

#### 8. The Radical Role

##### 「第 8 章 急進的作用」

「メディアとジャーナリズムの急進的作用は完全に妥協しない方法で民主的な社会の全ての成員の絶対的な平等と自由を主張する (179 頁)」ものである。「急進的作用におけるジャーナリズムは特権を持つ者 (典型的には少数者) から持たざる者 (典型的には多数者) へ社会権力を再配分することを追求する (181 頁)」。そのため「現代の世界において真の急進的作用メディアはほとんど存在しないけれども、現象としての急進的作用ジャーナリズムは公的討論の一定の形態の中で生き残ってきたし、現れる (182 頁)」。

また「促進的役割と急進的役割は両方とも市民社会レベルで機能し、この点で両者の間にはほとんど相違がない」とし、促進的役割は「市民の中の対話の促進」で、急進的役割は「社会の権力構造に反抗する意見を流通させること（190頁）」という区別をしている。デモクラシーとの関係においては、市民デモクラシーと直接的デモクラシーに位置するが、そうしたデモクラシーが理想的な状態にあれば、反抗すべき対象は存在しないはずで、急進的役割は必要のないものとなる。しかしそうした状態はあまりないから、「急進的役割はデモクラシーの防衛手段とみられ得るし、急進的ジャーナリズムはデモクラシーの中に極めて重大な要素を残す（195頁）」としている。

## 9. The Collaborative Role

### 「第9章 協働的役割」

collaborative の訳は「協力的」も考えたが、表2の中に cooperate を「強いる」という表現があり、「協働」の方が双方の積極的な共同作業の意味が強いと考え、前者を「協働」後者を「協力」としてみた。協働的役割をジャーナリストが担うことは、「国家の利害の容認（197頁）」を意味する。

「メディアの協働的役割のための状況」は「遵守としての協働」「黙認としての協働」「受容としての協働」の四つに表（199頁）で要約している。

結局、国家との協働は「ジャーナリズムにおける自律の意味に重大な疑問（197頁）」を生じさせるが、協働的役割は「その応用の文脈の中で理解される必要がある（217頁）」としている。

## Prospects

### 10. Media Roles under Challenge

#### 「展望」第10章 チャレンジへ向けたメディアの役割」

本書は、メディアの規範理論を「人々が決定作成に参加することを可能にする方法におけるパブリック・コミュニケーションの構造を扱う（236頁）」ものと位置づける。

現在「ニュース・メディアが政治的役割において衰退しているという批判は伝統的な基幹ジャーナリズムの権威に向けられる（225頁）」。その一方でインターネットに代表される「『新しいメディア』と呼ばれるものがデモクラシーに援助であり得る（229頁）」という認識が存在する。そこで「民主的なコミュニケーションの規範がインターネットと関わり合う方法を示唆する必要がある（236頁）」り、「パブリック・コミュニケーションの可能な展開の範囲と何が『新しいメディア』にあてはまるのか、に関するより広い見解を獲得すべき時（240頁）」である、とする。そこで既述の四つの役割と「新しいメディア」について述べている。

## おわりに

本書では、コミュニケーションという行為の中に、社会を形成するための「パブリック・コミュニケーション」が存在し、その「パブリック・コミュニケーション」に、①規範的伝統②デモクラ

シーモデル③メディアの役割の3要素からなる規範の枠組みを組み合わせることによって、ジャーナリズムの概念あるいはジャーナリストの行為規範が導き出されるという、一つの公式が提示されたといえるだろう。その時代に大きな影響を及ぼすコミュニケーションとかジャーナリズムといったものは、それと同時に時代というものに、大きな影響を受けて変化してしまう。本来普遍的であるべき規範理論は、東西冷戦の終結や、インターネットの登場などを経験して、メディア等に関する限り、極めて確立しにくいものになってしまった。

本書のような三つの要素を組み合わせる考え方は、社会の大きな変化にも耐えうる規範理論の構築へ向けた大きな一歩であることは間違いない。